

参考資料1-3

府子本第610号
28文科初第775号
雇児発0831第7号
平成28年8月31日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市市長 殿
各指定都市・中核市教育委員会
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

内閣府子ども・子育て本部統括官

西崎文平

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

藤原誠

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

吉田学

(印影印刷)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成28年法律第22号)の施行に伴う「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正について(通知)

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 22 号。平成 28 年 4 月 1 日施行。）の制定に伴い、子ども・子育て支援法第 60 条に基づき内閣総理大臣が策定する基本的な指針の記載事項に「仕事・子育て両立支援事業」が追加されたところです。

また、本年 3 月に教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインを作成し、4 月には国において事故報告の傾向分析や再発防止の提言等を行うため有識者会議（教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議）を設置いたしました。

これらを受け、今般、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。）の改訂を行い、8 月 31 日から施行していますので、下記のとおり、その内容等を通知いたします。各都道府県等におかれては、本通知及び先般送付した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による仕事・子育て両立支援事業の創設について」（平成 28 年 6 月 24 日付け事務連絡）に基づき、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知・助言や関係各団体との連携による適切な対応を改めてお願いします。

記

1 名称の改正

仕事・子育て両立支援事業が記載事項に加わったことを受け、基本指針の名称を「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付 並びに 地域子ども・子育て支援事業 及び 仕事・子育て両立支援事業 の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に改正したこと。

※改正部分は下線

2 制度全体に関する基本的事項の追加

制度全体に関する基本的事項として以下の事項を追加したこと。

- (1) 国は、仕事・子育て両立支援事業について、基本指針に定める子どもの育ち及び子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、保育の質を確保する。多様な働き方に対応した仕事と子育てとの両立など事業の特色を踏まえ、事業を実施する。事業の実施に当たっては、保護者及び子どもの利便性に配慮する。
- (2) 保育の質を確保するため、小規模保育事業や事業所内保育事業の職員配置及び設備等の認可基準を踏まえ、仕事・子育て両立支援事業に係る事業所内保育施設の助成等の対象を定めるなどの対応を行う。また、保育の質が維持されるよう、助成等を行った事業所内保育施設等に対する助成要件の確認に係る指導・監査、助成決定の取消等の仕組みを設ける。

- (3) 国は、仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を図るため、地方公共団体に事業の内容や実施状況等の情報提供等を行う体制を整備する。また、例えば、地域枠の設定状況などの情報が地方公共団体に共有され、保育所等への入所を希望する保護者への案内につながるようにするなど、各地方公共団体における待機児童の解消等を図る観点から、地域の実情に応じ、仕事・子育て両立支援事業に係る事業所内保育施設が活用されるよう必要な対応を行う。
- (4) 教育・保育施設や認可外保育施設等における子どもの死亡事故などの重大事故は本来あってはならないにもかかわらず、毎年発生している。このため、教育・保育施設等及び地方公共団体は、事故防止、事故発生時の対応、再発防止に係る取組を進めるとともに、国においても重大事故の発生や再発防止に係る取組を進めていく。

3 市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項

仕事・子育て両立支援事業は国の事業であることから、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「地方計画」という。）の記載事項に関しては特段の改正を行っていない。

このため、地方計画において仕事・子育て両立支援事業に係る記述を追加することは必須ではないが、地域の実情に応じ、必要な記載（例：地域枠を設定している事業所内保育施設の保護者への情報提供）を行うことは差支えない。

4 その他

その他所要の技術的修正を行ったこと。

本件担当： 内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当 TEL：03-5253-2111（代表）内線 38339 FAX：03-3581-2808
--